

令和6(2024)年度 函館市一般会計決算における法令により

使途に定めがある歳入の充当状況について

(入湯税, 都市計画税, 航空機燃料譲与税, 交通安全対策特別交付金, 自転車競走事業益金)

1. 市税

①入湯税

入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村が、環境衛生施設、消防施設等の整備、観光の振興費用などに充てるために設けられた目的税です。
〔使途根拠：地方税法第701条〕

(単位：円)

区分	令和6年度 決算額	財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
		国(道)支出金	市 債	そ の 他	
環境衛生施設の整備	1,401,899,988	128,228,000	719,800,000	34,292,240	519,579,748
消防施設の整備	247,819,389	35,297,000	132,700,000	16,379,999	63,442,390
観光施設の整備	187,736,628	67,992,660	110,400,000	8,679	9,335,289
観光の振興	434,473,712	14,189,791	66,500,000	125,054,969	228,728,952
合 計	2,271,929,717	245,707,451	1,029,400,000	175,735,887	821,086,379
					299,782,550

※ 上記の事業費には、事務職員人件費は含まれていません。

②都市計画税

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税です。
〔使途根拠：地方税法第702条〕

(単位：円)

区分	令和6年度 決算額	財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
		国(道)支出金	市 債	そ の 他	
街路整備事業	478,497,046	252,809,316	170,300,000	13,527,277	41,860,453
公園事業	161,362,364	40,000,000	47,300,000	19,580,000	54,482,364
下水道事業	2,327,942,402	447,008,500	1,841,100,000	33,598,535	6,235,367
公 債 費	2,487,879,675				2,487,879,675
合 計	5,455,681,487	739,817,816	2,058,700,000	66,705,812	2,590,457,859
					2,457,798,503

※ 上記の下水道事業の決算額には、公共下水道事業会計の下水道建設改良費を含みます。

※ 上記の公債費は、都市計画事業に係るもののみを記載しています。

2. 譲与税および交付金

①航空機燃料譲与税

航空機燃料譲与税は、航空機燃料税の収入額の一部が空港関係市町村および空港関係都道府県に対して譲与されるもので、その譲与額は、航空機の騒音により生ずる障害の防止、空港及びその周辺の整備その他政令で定める空港対策に関する費用に充てなければならないとされています。

[使途根拠：航空機燃料譲与税法第7条、航空機燃料譲与税法施行令第3条]

(単位：円)

区分	令和6年度 決算額	財源内訳			一般財源	うち 航空機燃料 譲与税		
		特定財源						
		国(道)支出金	市債	その他				
航空機の騒音により生ずる障害の防止	84,480	2,640		79,200	2,640	2,640		
空港の整備および維持管理	93,298,090		32,000,000		61,298,090	38,210,360		
空港に関連する道路等の整備	10,956,991				10,956,991	0		
合計	104,339,561	2,640	32,000,000	79,200	72,257,721	38,213,000		

※ 上記の事業費には、各区分に係る公債費を含みます。

②交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金は、交通反則金収入を原資として、地方公共団体が行う道路交通安全施設の設置や管理に要する経費(国の補助を受けた事業に要する経費を除く)に充てるために交付される交付金です。

[使途根拠：道路交通法附則第16条]

(単位：円)

区分	令和6年度 決算額	財源内訳			一般財源	うち 交通安全対策 特別交付金		
		特定財源						
		国(道)支出金	市債	その他				
道路交通安全施設の管理	212,814,166	174,300		100,337,009	112,302,857	29,701,000		
合計	212,814,166	174,300		0	100,337,009	112,302,857		
						29,701,000		

3. 諸収入

①自転車競走事業益金

競輪の収益は、自転車その他の機械の改良及び機械工業の合理化並びに社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとされており、函館市においても、競輪の収益の一部を自転車競走事業特別会計から一般会計に繰り出し、市民の皆さまの暮らしに役立てています。〔使途根拠：自転車競技法第22条〕

(単位：円)

区分	令和6年度 決算額	財 源 内 訳			一 般 財 源	うち 自転車競走 事業益金		
		特 定 財 源						
		国(道)支出金	市 債	そ の 他				
医療の普及	801,325,271	103,194,000		4,315,961	693,815,310	333,057,000		
体育の振興	90,497,448			5,553,700	84,943,748	84,943,000		
合 計	891,822,719	103,194,000		0	9,869,661	778,759,058		
						418,000,000		

- 森林環境譲与税および地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況については、次の資料をご覧ください。

・森林環境譲与税：[森林環境譲与税に関する決算状況](#)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）：

[函館市一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について](#)